

令和8年度第2回
東京都私立学校審議会
会議録（第859回）

令和8年5月18日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 お待たせしました。

ただいまから令和 8 年度第 2 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日は、委員 20 名のうち、20 名の委員に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から報告願います。

○服部私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 7 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 7 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 18 日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、東京ウェディング・ホテル専門学校の目的変更認可について（江戸川区）、ほか 6 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、新たに諮問される案件 7 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日議題となっております、議案第 1 号から第 6 号までの議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

なお、議案第 7 号は、第三部会におきまして「部会調査実施のため継続審議」となりましたこと、御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、東京ウェディング・ホテル専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 1 号、東京ウェディング・ホテル専門学校の目的変更認可について、御説明いたします。

東京ウェディング・ホテル専門学校は、平成20年10月31日に設置認可を受けた東京ベルエポック美容専門学校が、平成25年7月1日に設置認可を受け、東京ウェディングカレッジとして独立し、時代の変化に合わせ、設立時の目的から、ウェディングに関わるホスピタリティ業界のプロを養成することを目的とする内容に変更するため、目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の旧目的は、要項1に記載のとおりです。

新たな目的は「本校は、学校教育法に基づき、ウェディング分野にかかわる知識と技術を備え、ウェディング業界に関連する宿泊・観光業界についても学びを深め、顧客満足度を最大化できる『ホスピタリティ業界のプロ』を養成することを教育の目的とする」です。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和9年4月1日を予定しております。

変更の理由は、関連する宿泊・観光分野の科目を増設するとともに、1年生及び2年生を中心に展開することで、短期集中型の学びにも対応するためです。

設置者は学校法人滋慶学園で、理事長は浮舟邦彦氏、校長は尾崎哲則氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりです。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校についての案件でございます。

議案第2号は、共立日語学院の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号、共立日語学院の収容定員に係る学則変更認可について、御説明いたします。

共立日語学院は、各種学校として、平成28年10月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び要項 2 に記載のとおりです。

変更の時期は、令和 8 年 10 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人共立育英会で、理事長は石塚庸平氏、校長は藤井公博氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項 7 に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項 8 に記載のとおり、第 1 部、第 2 部それぞれの進学日本語課程 1 年 9 ヶ月コースの入学定員を 40 名から 90 名へ。

進学日本語課程 1 年 6 ヶ月コースの入学定員を 80 名から 90 名へ増員しております。

また、進学日本語課程 1 年 3 ヶ月コースの入学定員を 20 名から 10 名へ減員しております。

これにより、総定員は 1,000 名から 1,200 名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項 9 から要項 11 に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 2 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第 3 号は、霊南坂幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 3 号、霊南坂幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び要項 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和 9 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は宗教法人日本基督教団霊南坂教会、代表役員は後宮敬爾氏、園長は同じく後宮敬爾氏でございます。

収容定員、学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の 3 学級 100 名を 3 学級 50 名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8 から要項 10 にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号は、あけぼの幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、あけぼの幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和9年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため収容定員を変更するものでございます。

設置者は宗教法人大井バプテスト教会、代表役員は加藤誠氏、園長は加藤誠氏でございます。

収容定員及び学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の7学級130名を7学級175名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から要項10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第5号は、三鷹台幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第5号、三鷹台幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、設置者死亡により、運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は鈴木三城雄氏、園長は鈴木千恵子氏でございます。

園児の処置でございますが、令和7年度末をもって全員卒園または転園しております。

教職員の処置でございますが、令和7年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎などにつきましては、それぞれ要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第6号は、福正寺松濤幼稚園の廃止認可についてでございます。

事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号、福正寺松濤幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は宗教法人福正寺、代表役員は鈴木康文氏、園長は石井智寿子氏でございます。

園児の処置でございますが、令和7年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和7年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9から要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、高等学校についての案件でございます。

議案第7号は、武蔵野音楽大学附属高等学校の設置認可についてでございます。

本件は、部会調査実施のため、継続審議が相当である旨、報告がありました。

第三部会の委員の皆様には、部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

次回開催は、6月17日、水曜日を予定しております。

御審議ありがとうございました。

午後3時20分閉会